

2025年2月28日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

CB オープン
繰上償還に関する手続き実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「CB オープン」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、繰上償還に関する手続きを実施させていただきます。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

CB オープン

2. 繰上償還に関する手続きを実施する理由

本ファンドの主要投資対象であるわが国のCB(転換社債)につきましては、市場規模の縮小により取引コストが上昇していることや銘柄選定時において投資候補銘柄を確保することが困難となる状況が想定されます。そうしたことを踏まえ、今後本ファンドの基本方針に沿った運用が困難になる事態が想定されることから、運用を継続するよりも、ご資金を返還の方が受益者様にとって有利である※との結論に至ったため、繰上償還手続きを実施する方針といたしました。

※ 本ファンドの約款第45条第1項に定める「この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」に該当する状態であると判断しております。

3. 手続きおよび日程

2025年4月7日に繰上償還に関する可否決定を行い、2025年6月11日付で繰上償還を行う予定です。なお、下表の異議申立期間中に異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数の合計が、公告日(2025年3月3日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が決定いたします。

日付	内容
2025年3月3日	公告日(対象受益者の確定日 [※])
2025年3月3日 ~ 2025年4月3日	異議申立期間
2025年4月7日	繰上償還の可否決定日 【可決の場合】募集最終日
2025年4月11日 ~ 2025年4月30日	買取請求期間
2025年6月11日	繰上償還日【予定】

※公告日(2025年3月3日)時点の受益者様が、繰上償還に関する異議申立ての権利を有する対象受益者となります。なお、2025年3月3日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2025年2月28日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、異議申立ての権利はございません。

以上